

6 激甚災害に係る特定地方公共団体 (告示)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

(平成二十三年五月二日法律第四十号)
最終改正：平成二四年六月二七日法律第五一号

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

二 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

第五条 特定被災地方公共団体については、東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項の特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令

(平成二十三年五月二日政令第百二十七号)
最終改正：平成二四年二月二二日政令第三三号

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条において「法」という。）第二条第二項の政令で定める市町村は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

北海道	茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町
青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 船橋市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳

	市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横 芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 中魚沼郡津南町
長野県	下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年八月一七日政令第二六一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年二月二二日政令第三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第1号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、次に掲げる県及び市町村を平成23年に発生した激甚災害に係る同条第1項の県及び市町村として告示する。

平成24年3月14日

文部科学大臣 平野博文
 厚生労働大臣 小宮山洋子
 農林水産大臣 鹿野道彦
 国土交通大臣 前田武志

一 県

県名	和歌山県
----	------

二 市町村

道県名	郡名	市町村名
北海道	増毛	増毛町
岩手県	岩手	葛巻町
	九戸	九戸村
福島県	南会津	只見町
		南会津町
	河沼	柳津町
	大沼	三島町
		金山町
		昭和村
新潟県		長岡市※
		魚沼市
		南魚沼市
山梨県	南巨摩	早川町
		南部町
長野県		大町市※
	上水内	小川村
岐阜県	加茂	八百津町
		白川町
三重県		津市※
		熊野市
	多気	大台町
	度会	大紀町
	南牟婁	御浜町
		紀宝町
兵庫県		洲本市※
奈良県	宇陀	宇陀市※
		曾爾村
		御杖村
	吉野	黒滝村
		天川村
		野迫川村
		十津川村
		下北山村
		東吉野村
和歌山県		田辺市
		新宮市
	伊都	高野町
	有田	有田川町
	日高	印南町
		みなべ町
		日高川町
	西牟婁	白浜町※
		上富田町

	東牟婁	すさみ町 那智勝浦町 古座川町 北山村
鳥取県	西伯	大山町
岡山県	日野	日南町
徳島県	真庭	新庄村
	勝浦	三好市※ 上勝町
高知県	安芸	安芸市
	安幡	北川村
	芸多	三原村
鹿児島県	大島	奄美市※ 大和村 瀬戸内町 龍郷町

備考

※印を付した市町村は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となった市町村である。この場合、当該市町村における激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき指定された措置の適用については、同法第三条第一項の政令で定める基準に該当する当該市町村の合併前の市町村に係るものに限る。なお、特定地域に係る激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第一条第一項の市町村の負担額の算定に当たっては、合併前の市町村について局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）（1）に掲げる市町村に該当した場合に、当該合併前の市町村について算定したものである。